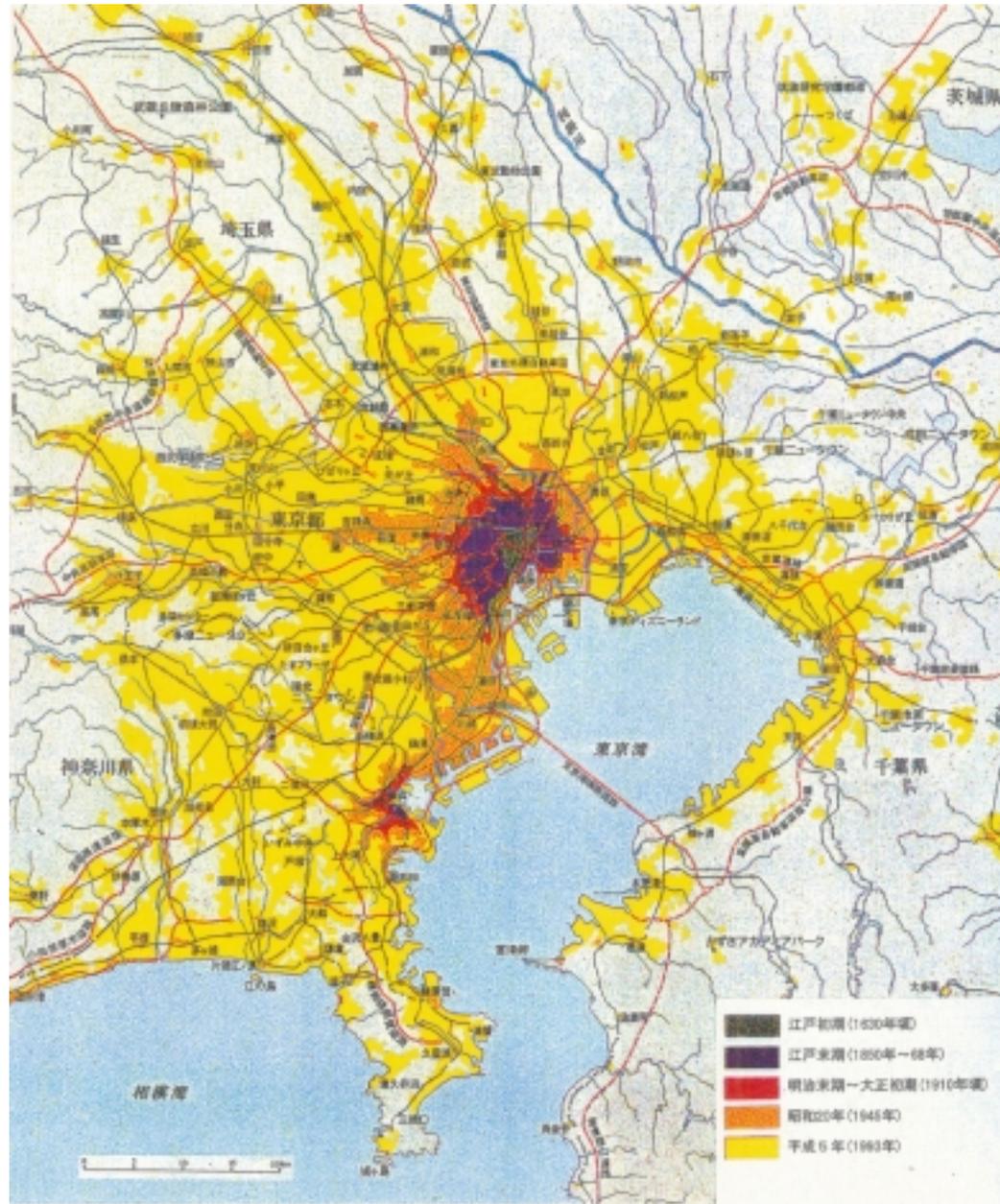


# 総合治水対策の現状と課題

平成14年5月21日  
国土交通省河川局

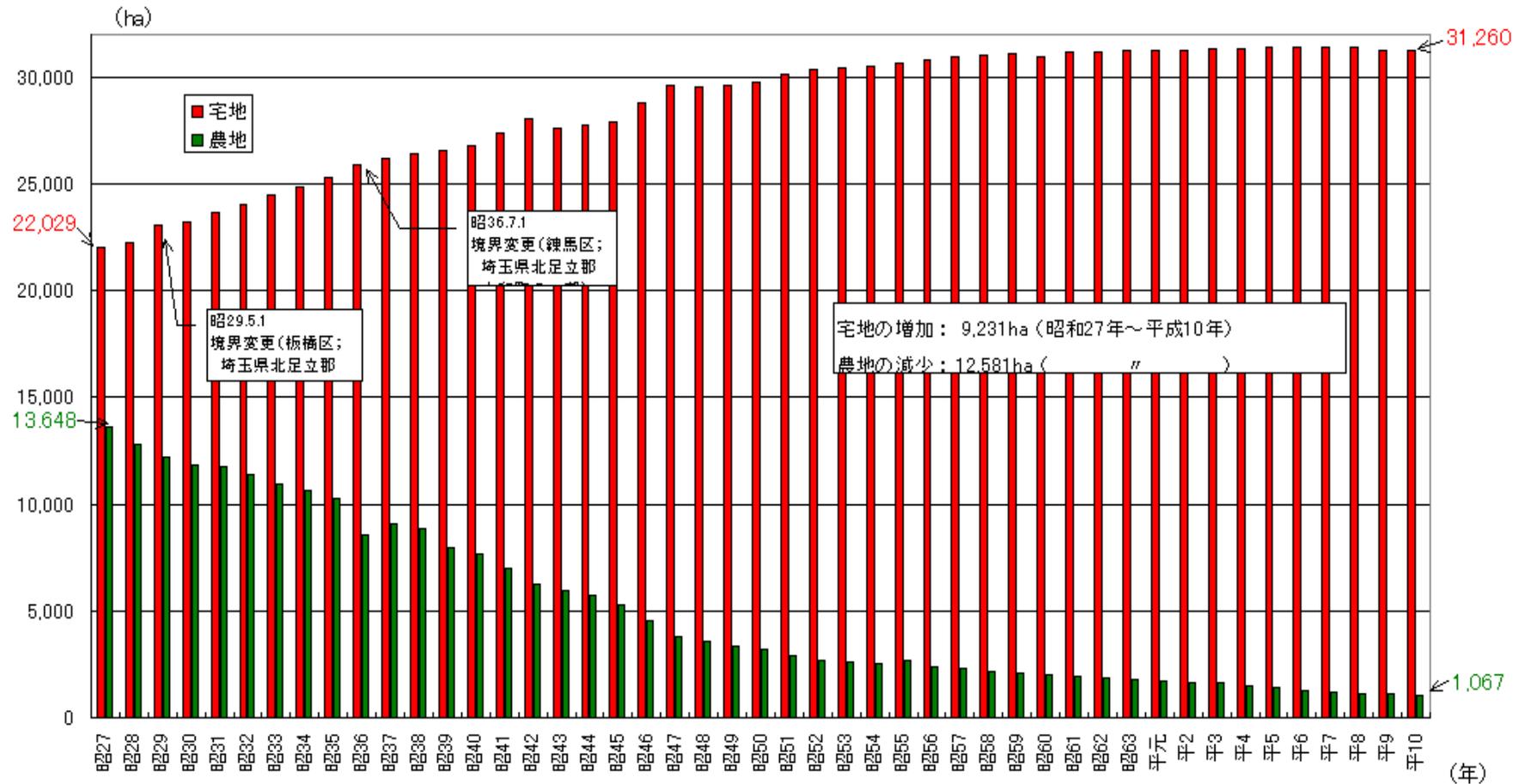
# 土地利用の変遷①(江戸→東京)



資料:正井泰夫

# 土地利用の変遷②(東京都23区内の変化)

東京23区の宅地・農地の変化(昭和27年～平成10年)

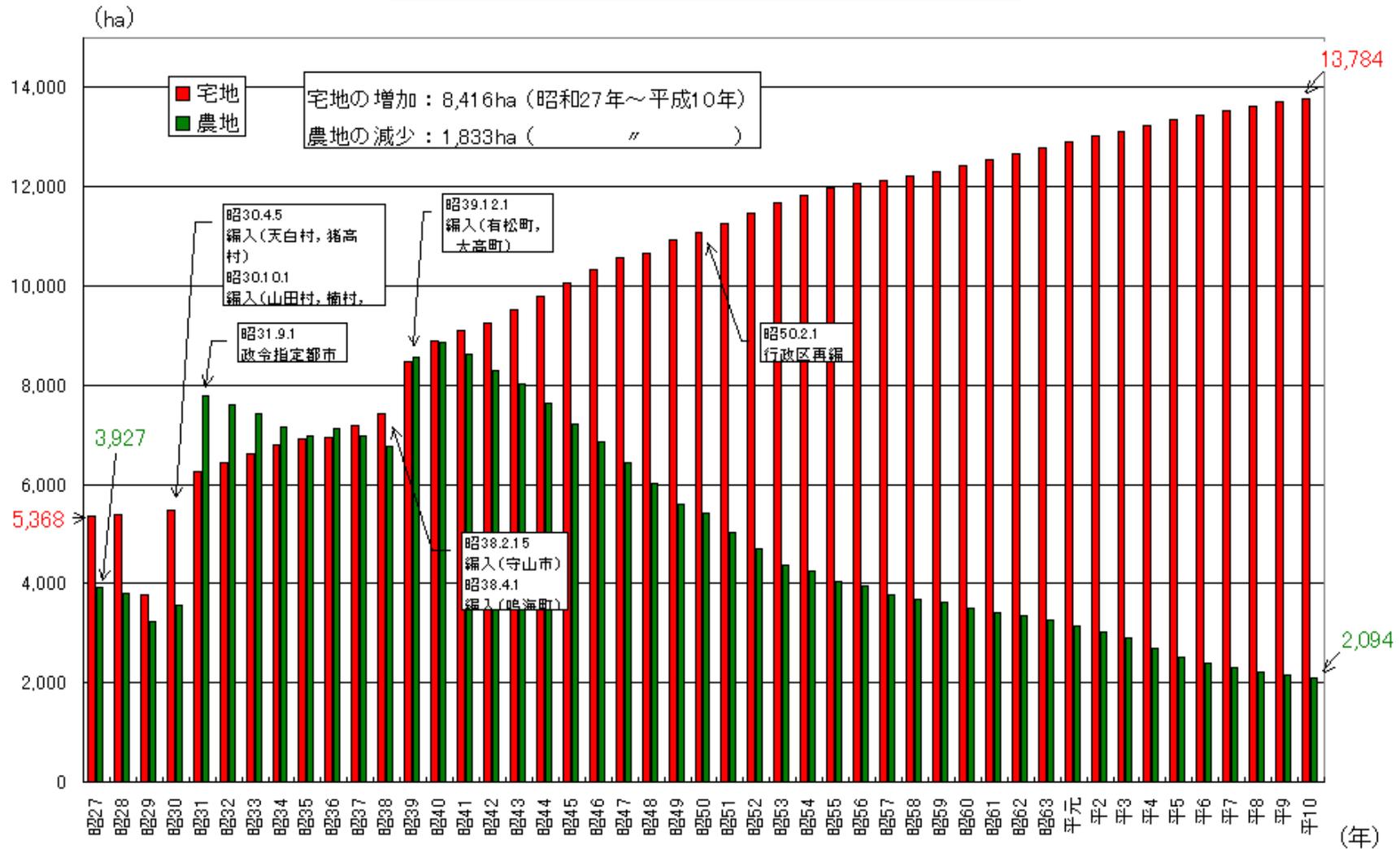


(注) 表中への境界変更に関する情報は、区外分のみを記載した(区内の境界変更に関する情報は記載していない)。

(出典)「東京都統計年鑑」(東京都)

# 土地利用の変遷③(名古屋市の変化)

名古屋市の宅地・農地の変化(昭和27年～平成10年)

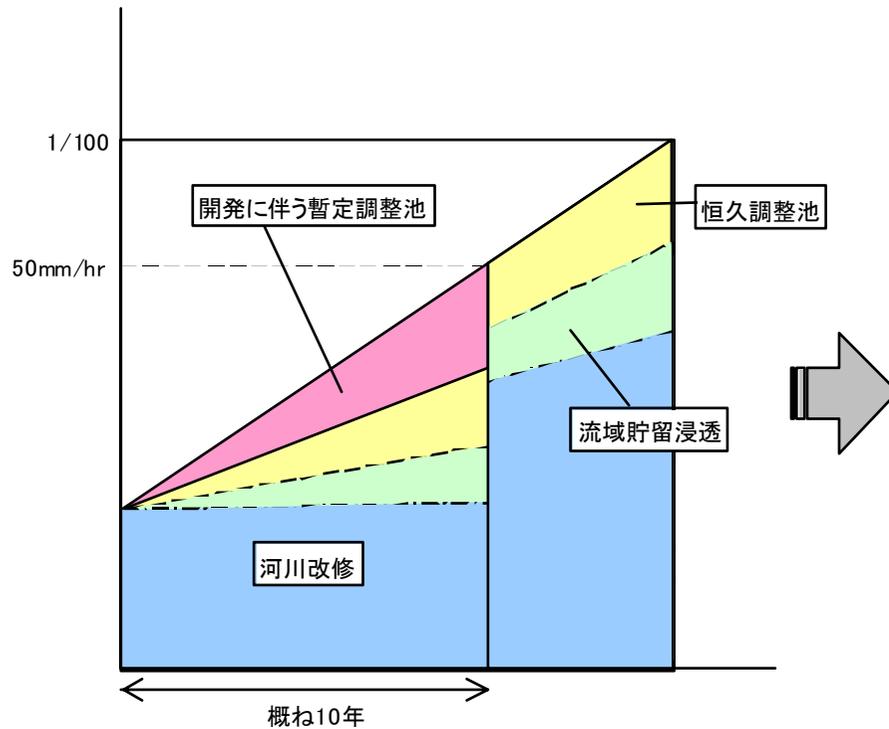


(注) 各区「固定資産課税台帳」により作成。なお、昭和36年以降のデータは免税点以下の土地を含む。

(出典) 「名古屋市百年の年輪－長期統計データ集－」〔名古屋市〕(昭和27年から昭和63年まで)  
「名古屋市統計年鑑」 [ " ] (平成元年以降)

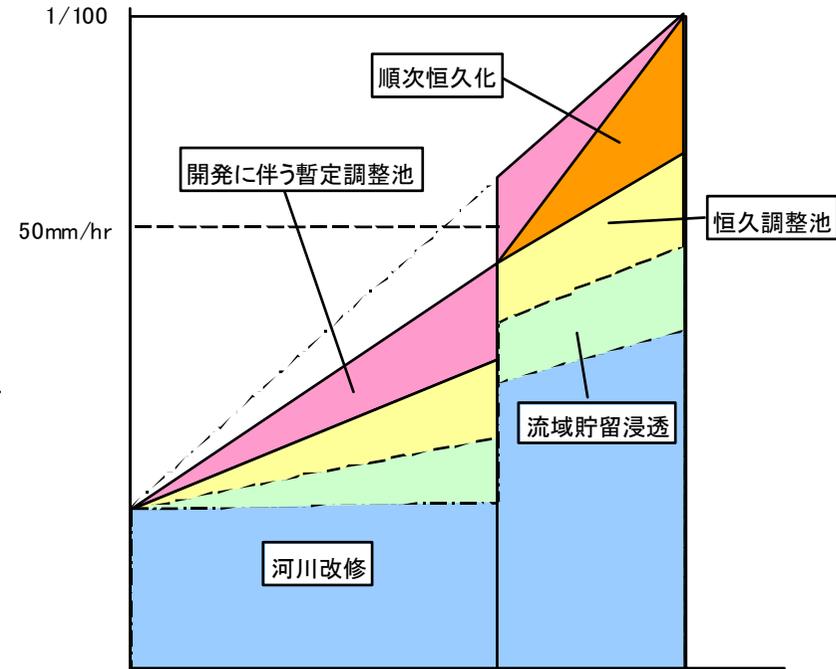
# 総合治水対策における流域対策の考え方

総合治水計画における流域対策



- ・10年間で時間50mmに対応するため河川改修を補う施設
- ・河道改修が完成するまでの暫定施設

新総合治水計画における流域対策  
(鶴見川、中川・綾瀬川、巴川、伏籠川)



- ・流域の治水水準を効率的に上げるための施設
- ・流域対策施設を長期計画の中に位置付け

## 総合治水対策河川の分類

河川整備率 市街化率	計画の半分程度の河川 流域（50%程度の河川 流域）	中間的な河川流域	計画に近い河川流域 （80%以上の河川流 域）
計画を大きく上回っ ている河川流域	境川（愛知）、 <b>境川（岐阜）</b>	残堀川	
ほぼ計画通りの河川 流域	<b>神田川</b> 、 境川（神奈川）、 引地川、巴川	鶴見川、新河岸川、 <b>中川・綾瀬川</b> 、 真間川、 <b>新川</b>	伏籠川、目久尻川
計画を大きく下回っ ている河川流域 （50%以下）		<b>大和川</b>	<b>寝屋川、猪名川</b>

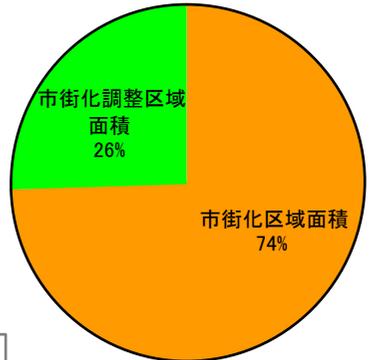
赤字：流域対策進捗率60%未満の河川

流域によって整備の進捗状況に跛行性が見られる。

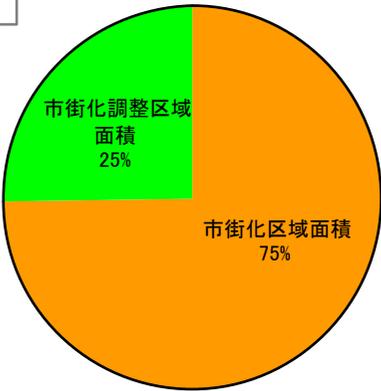
総合治水対策が任意の計画であるための限界と考えられる

# 市街化区域率と市街地率（鶴見川流域）

昭和55年



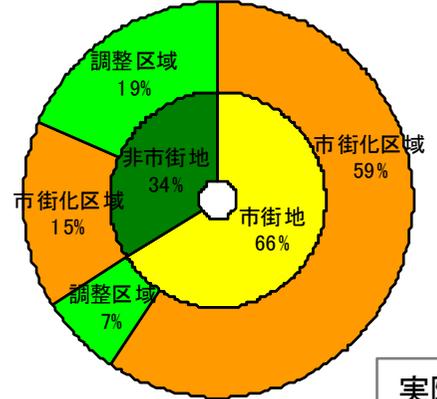
平成12年



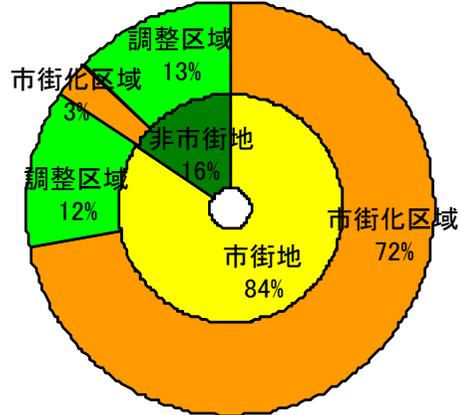
総合治水が計画されてからの市街化区域指定に大きな変化はない

都市計画区域指定

昭和55年

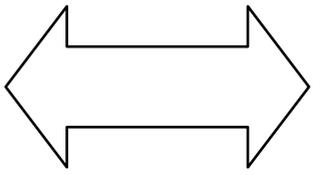


平成12年



実際の土地利用上は宅地等市街地は増加

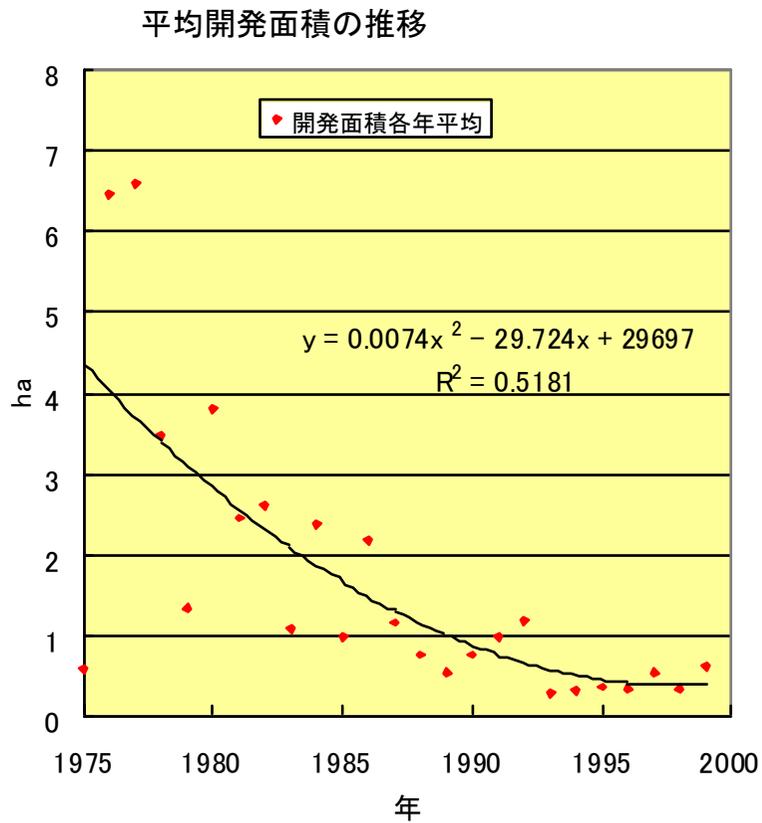
実質の土地利用



国交省資料より作成

# 1ヶ所あたりの開発面積の推移(鶴見川流域)

## 近年開発面積は小規模化



国交省調査資料より作成

# 総合治水に関する法体系

## 保水機能の保全と回復

### ○流域の保水・浸透機能の回復による流出量の抑制

- ・都市計画法……………開発許可時に調節池等の設置を指導

※維持管理には指導が及ばない

※小規模開発には適用されない

市街化調整区域の指定

- ・建築基準法……………流域の保水・浸透機能の保全、回復に規定なし。
- ・下水道法……………下水道事業計画で位置づけた貯留・浸透機能を有する下水道施設、排水設備を確保
- ・都市緑地保全法……………緑地保全区域での、宅地の造成等にあたり都道府県知事の許可が必要
- ・森林法……………開発により森林の有する水害防止機能が失われ、水害を発生させる恐れがある場合、開発を規制

(都市型水害が顕在化している流域では、緑地・森林の影響の閉める割合は小さい)

## 浸水被害の軽減

### ○浸水の危険性が高い地域の土地利用の制限

- ・建築基準法……………湿潤な土地、出水のおそれの多い土地等において安全上必要な措置の義務付け。

条例による災害危険区域指定をし住居の建築禁止・制限が可能

- ・都市計画法……………浸水被害想定地域の非市街化区域指定、逆線引き

# 建築指導による低地対策

## 札幌市建築基準法施行条例

昭和41年7月4日 告示  
 昭和50年12月16日(区域見直し)  
 昭和58年2月16日(区域見直し)  
 平成12年10月3日 告示 (条例改正に伴う名称変更)



区域		床の高さ	基礎	便槽の高さ
災害危険区域	第1種区域	道路面より 1.5m以上	鉄筋コンクリート造	くみ取便所の 上端を 基礎の上 端以上と する。
	第2種区域	道路面より 1.0m以上		
出水の恐れのある区域		道路面より 0.6m以上		

## 総合治水対策の成果と課題

成果：任意の計画であるにもかかわらず、流域の自治体の協力を得ながら流域対策を進め、急速な市街化に一定程度対応

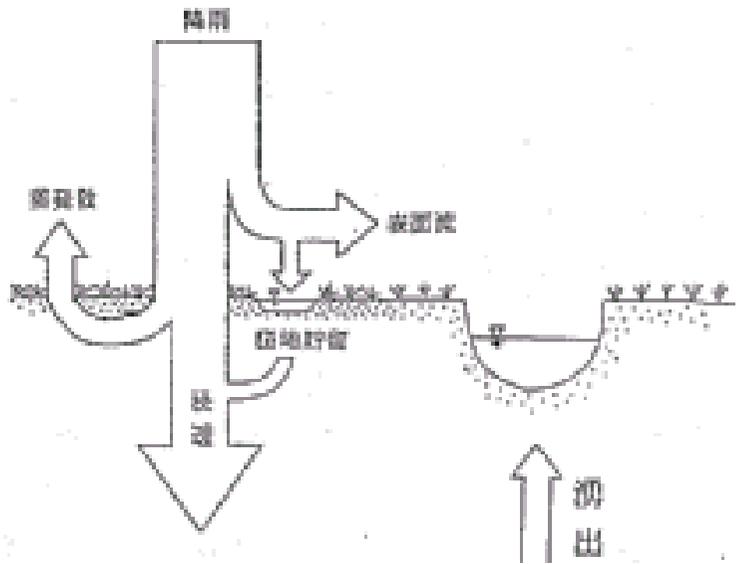
課題：流域によって整備率の跛行がみられるが、これは、用地取得難等の河川整備上の課題もある一方で、流域対策が任意の計画によるものであり、推進側の熱意と住民の理解・協力の程度により差が生じるという課題がある。

## 平常時の都市河川流域の課題

- 河川空間の悪化
- 水量、湧水の減少
- 水質
- 地下水問題
- 自然環境の悪化
- 人との関わり(憩い空間の減少)

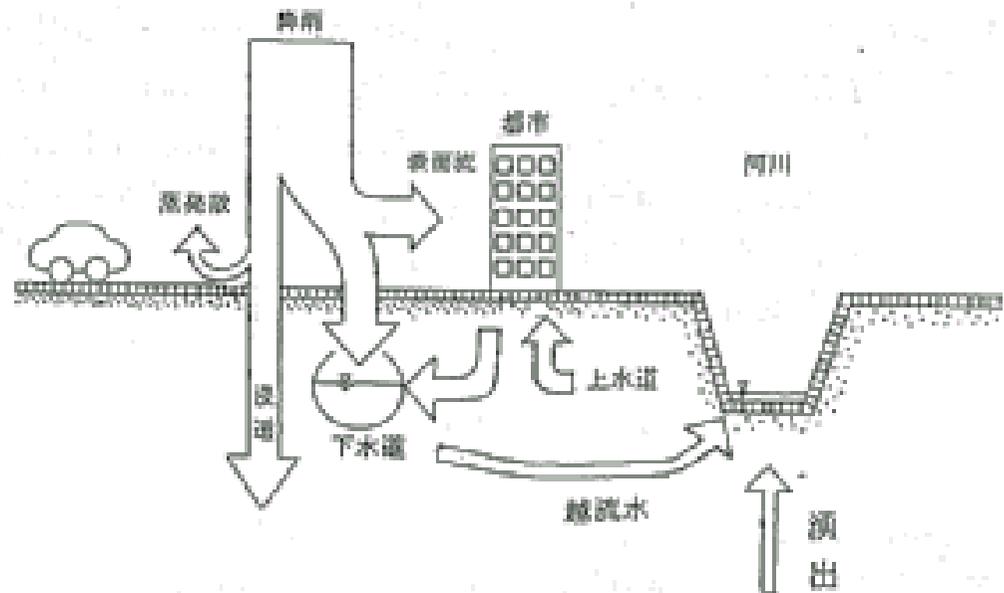
# 都市化に伴う水循環の変化

自然の水循環(過去)



降雨の大半は土中に浸透  
平常時の河川水位が豊富

都市の水循環(現在)



開発により表面流出増  
下水道整備により地下水流量減少  
平常時水位が減少

出典: 神田川流域水循環再生構想(平成10年3月)

## 課題のまとめ

○既に都市化が進展した既成市街地における都市型水害対策を進展する必要がある。

- ・任意の計画である総合治水の考え方の限界
- ・下水道等の排水ネットワークを含む計画の統合化
- ・開発の小規模化への対応
- ・都市再生、都市更新をとらえた河川計画

○平常時の川の機能、水循環の保全回復を意識する必要がある。

## 最近の取組み事例

### ●各地での水循環をとらえたマスタープランの作成

- 鶴見川流域水マスタープラン策定に向けた提言  
(平成13年6月 鶴見川流域水委員会準備会)
- 海老川流域水循環再生構想  
(平成10年3月 海老川流域水循環再生構想検討協議会)
- 柳瀬川流域水循環マスタープラン中間とりまとめ  
(平成14年2月 柳瀬川流域水循環マスタープラン事務局)

### ●被害軽減のためのマニュアルの検討

(都市・地域整備局、住宅局、河川局が協同に検討)

- 地下空間利用ガイドラインの策定(平成13年7月)
- 家屋の浸水対策マニュアルの策定(平成12年6月)

# 排水ポンプ場の運転調整(庄内川)

平常時

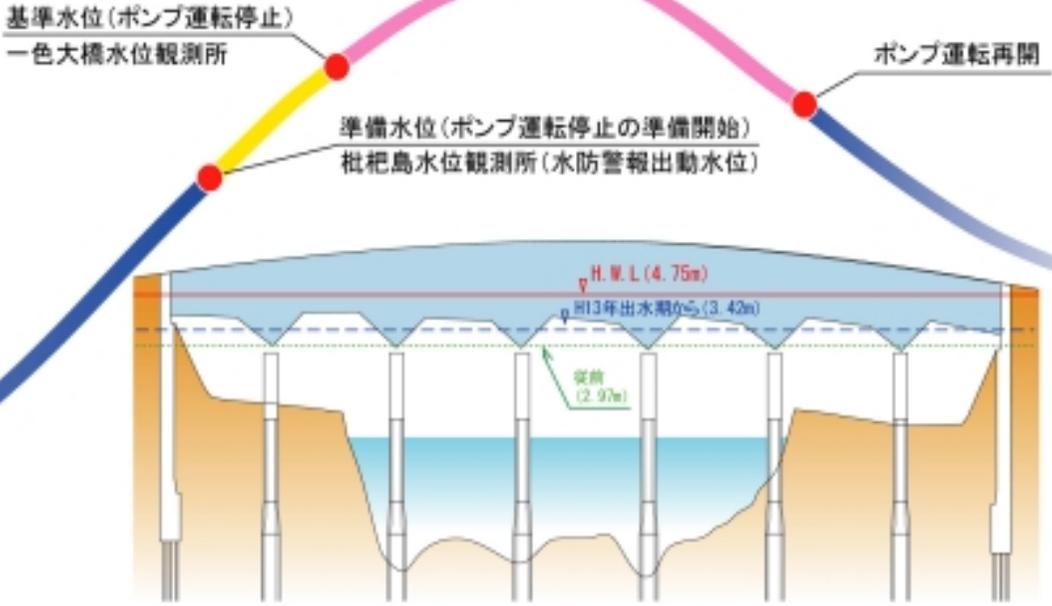
- ・堤防強化、河道改修、貯留対策など
- ・防災情報システムの整備
- ・住民への周知



一色大橋水位観測所(新設)

出水時

- ・河川水位や出水状況の把握と迅速な情報提供
- ・想定される災害への準備
- ・ポンプ運転調整の実施



基準地点(一色大橋)及び基準水位 ( )数値計.P.他

